

「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」の検討の進め方（案）

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」（諮問第 2024 号）のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「ケーブルテレビ UHDTV 作業班」を設置し、調査することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

放送・通信分野において、新たな映像符号化方式や伝送路符号化方式等に関する研究開発や標準化が進展している。超高精細な映像によるテレビジョン放送に関する国際標準の策定も行われており、放送の高画質化への取組が世界的に加速している。

また、ケーブルテレビ分野に関しても、我が国の全世帯の過半数が加入するという状況に至っており、放送のみならず多様なサービスを提供する重要な情報通信基盤の一つとして、発展してきた。しかし、OTTなどの他の映像配信サービスとの競争が激化することが予想され、更なる視聴者の高度なニーズへの対応も不可欠である。

このような状況の下、総務省では平成 25 年 6 月、超高精細な映像を活用した放送を早期に実現するため、「放送サービスの高度化に関する検討会」において、ロードマップを策定・公表した。

本年 6 月からは、同ロードマップに沿った 4K の試験放送が衛星放送、ケーブルテレビ、IPTVにおいて開始されるなど、4K 放送の普及促進に向けた積極的な取組が進められている。

さらに、「4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合」において、同ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえつつ、4K・8K サービスの早期実用化に向けて着実に取組を進めるため、「4K・8K 推進のためのロードマップ」を新たに策定するため検討中である。

このような背景を踏まえ、ケーブルテレビの高度化及び普及促進を図るため、必要な技術的条件について調査を行う。

2. 調査事項

「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」の検討に資するため、以下の事項について調査・検討する。

- (1) ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に必要な技術的条件等
- (2) 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査等を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

4. 今後の想定スケジュール

別紙3のとおり。

5. その他

本検討に資するため、本委員会において、上記2の調査事項について広く意見聴取の機会を設けることとする。(別紙4のとおり。)

ケーブルテレビ UHDTV 作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「ケーブルテレビシステムの技術的条件システムに関する技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」に関し、検討に必要となる情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「ケーブルテレビ UHDTV 作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通常行政局衛星・地域放送課地域放送推進室が行う。

**情報通信技術分科会 放送システム委員会
ケーブルテレビ UHDTV 作業班 構成員(案)**

(敬称略、構成員は、主任を除き五十音順)

主任	野田 勉	一般社団法人 日本ケーブルラボ 実用化開発グループ 主任研究員
	青山 繁行	シンクレイヤ株式会社 常務取締役兼営業推進本部長
	岩瀬 宗彦	一般社団法人 日本CATV技術協会 規格・標準化委員会 ケーブル伝送方式高度化WG主査
	上園 一知	株式会社ジュピターテレコム 技術企画本部 端末技術部 マネージャー
	大原 久典	マスプロ電工株式会社 執行役員 営業開発部長
	尾関 信圭	株式会社ハートネットワーク 事業推進室長
	久保 歳弘	日本放送協会 送受信技術センター 放送網施設部 副部長
	小西 孝明	パナソニック株式会社 AVCネットワークス社 STBネットワークビジネスユニット 商品技術グループ 主幹技師
	柴田 達雄	一般社団法人 日本ケーブルラボ 実用化開発グループ長
	白石 俊己	NECマグナスコミュニケーションズ株式会社 CATV統括部長
	白柳 芳和	DXアンテナ株式会社 次世代技術推進室長
	須川 智規	NTTアクセスサービスシステム研究所 光アクセスサービスプロジェクト 光アクセスサービス高度化グループ グループリーダー
	杉本 明久	一般社団法人 日本CATV技術協会 事業部長
	多田 貴	株式会社関電工 情報通信システム本部 東京東支社 施工チーム 副長
	中村 俊一	古河電気工業株式会社 執行役員 ブロードバンド事業部門長
	中村 直義	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 上級研究員

	成田 克巳	ソニー株式会社 R D S P F S R D G I T D O 標準技術開発1部 専任部長
	伴 泰次	株式会社ブロードネットマックス 経営企画本部長
	平井 利彦	大分ケーブルテレコム株式会社 経営戦略本部長
	宮地 悟史	KDDI株式会社 メディア・C A T V 推進本部 メディアプロダクト技術部 技術開発グループリーダー
	門馬 稔	ミハル通信株式会社 新規事業推進部長
	山平 時広	イツツ・コミュニケーションズ株式会社 取締役常務執行役員
	和食 曜	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 常務理事

今後の想定スケジュール

	放送システム委員会	ケーブルテレビ UHDTV 作業班
平成 26 年 8 月 ~ 9 月	<p>○第45回委員会【8月6日】 ・作業班立ち上げ、検討開始</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓</p> <p>意見聴取に関する募集</p> <p>情報通信技術分科会【9月19日予定】 ・検討開始報告</p> <p>○第46回委員会【9月19日予定】 ・意見聴取</p>	<p>○第1回作業班【8月7日】 ・検討課題、最新の技術動向等の整理 ・要求条件(素案) ・今後の進め方の確認 等</p> <p>○第2回作業班【9月上旬】 ・要求条件(案)の検討 ・伝送方式高度化の検討 ・実証実験の検討</p> <p>○第3回作業班【9月下旬】 ・報告書骨子(案)の検討</p>
平成 26 年 10 月 ~ 12 月	<p>○第47回委員会【11月上旬】 ・委員会報告(案)の検討</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓ (11月下旬まで)</p> <p>委員会報告(案)に対する意見募集</p> <p>○第48回委員会【12月上旬】 ・委員会報告(案)とりまとめ</p> <p>情報通信技術分科会【12月9日】 ・一部答申審議</p>	<p>○第4回作業班【10月中旬】 ・報告書骨子(案)の検討</p> <p>○第5回作業班【11月上旬】 ・委員会報告(案)の検討</p>

報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 26 年 8 月 ○ 日
 情報通信審議会
 情報通信技術分科会
 放送システム委員会

「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」
 についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」についての検討を行うため、平成 26 年 8 月 6 日(水)から検討を開始し、平成 26 年 12 月ごろを目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成 26 年 9 月 19 日(金)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」に
 関し、学識経験者又は知見を有する者とします。(国籍は問いません。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 26 年 9 月 19 日(金)開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下、「法人等」という。)の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。)及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又は E-mail により平成 26 年 9 月 10 日(水)17:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
 担当:齋田課長補佐、吉田係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5810

FAX 03-5253-5811(電話連絡後送付を願います。)

E-mail ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。

連絡先

【意見聴取について】

放送システム委員会事務局

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

地域放送推進室

斎田課長補佐、吉田係長

住 所 : 〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館

電 話 : 03-5253-5810

F A X : 03-5253-5811

E-mail : ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

(「_atmark_」を「@」に直して入力してください。)

【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局

総務省 情報通信国際戦略局

情報通信政策課 管理室

猪飼課長補佐、横溝係長

電 話 : 03-5253-5957

F A X : 03-5253-5945